

平成29年度第2回北区総合教育会議次第

日時：平成30年3月28日（水）午前10時30分
場所：北区議会第2委員会室（北区役所第一庁舎4階）

1. 開会

2. 会議事項

（1）議題：生涯学習と地域のきずなづくりの推進について

（2）報告：北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について

（3）その他

3. 閉会

北区総合教育会議構成員名簿

平成30年3月28日現在

北区長 花川 與惣太

北区教育委員会教育長 清正 浩 靖

北区教育委員会委員 加藤 和 宣

北区教育委員会委員 檜垣 昌 子

北区教育委員会委員 渡辺 敦 子

北区教育委員会委員 本間 正 江

北区教育委員会委員 名島 啓 太

平成29年度 第2回北区総合教育会議

生涯学習と
地域のきずなづくりの推進について

平成30年3月28日
教育委員会事務局 教育振興部 生涯学習・学校地域連携課
地域振興部 地域振興課（地域のきずなづくり担当）

説明次第

- * 生涯学習について

 - 生涯学習について（総論）

 - 北区の現状

 - 国の動向

 - 今後の課題

- * 地域のきずなづくりについて

生涯学習について

「人生100年時代構想」で生涯学習が注目されている

2016年6月 「一億総活躍プラン」 策定

⇒ 保育・介護に力点



「働き方改革」に焦点

2017年3月 「働き方改革実行計画」 策定

⇒ 長時間労働是正、同一労働同一賃金（格差是正）に力点



「生産性向上」への回帰
人生100年時代（LIFE SHIFT）への注目

2017年9月 「人生100年時代構想会議」 発足

⇒ 教育の負担軽減・無償化、リカレント教育、人事採用の多元化 など

生涯学習について

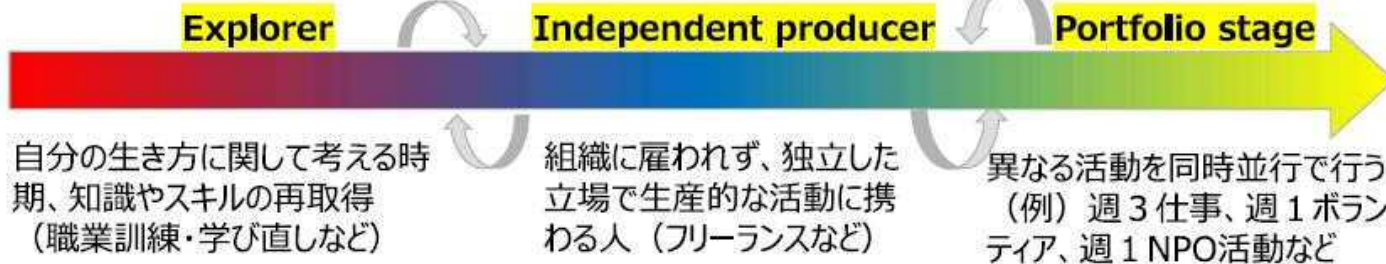
何歳になっても学び直しができる環境の整備が求められる

“ LIFE SHIFT ” (2016年 リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット著)

人が100年も“健康に”生きる社会が到来する時、従来の3つの人生のステージ（**教育を受ける／仕事をする／引退して余生を過ごす**）のモデルは大きく変質する。



個人の状況に応じて、それぞれのタイミングで3つのステージを行ったり来たりするように



<100年ライフにおいて必要性が増すもの>

- ・**教育**（専門技能を高め、世界中の競合との差別化が必要）
- ・**多様な働き方**（70才超まで働くことを想定し、独立した立場での職業を考える）
- ・**無形資産**（お金だけでなく、経験や人的ネットワークなど）

生涯学習について

生涯学習 = 学校教育 + 社会教育 + 家庭教育

「社会教育」 戦後 社会教育法の制定



「生涯教育」 1960年代 ユネスコが提唱
急激な社会変化による問題の解決



※「教育」から「学習」へ

「生涯学習」= 学校教育による学習
社会教育による学習 (+自己による学習)
家庭教育による学習

北区における取組み

**生涯学習の振興は
「北区教育ビジョン2015」の柱の1つである**

【5つの柱】

Ⅳ 生涯学習の振興

【取組の方向】

**一人ひとりの主体的な学びを支援する
文化芸術活動を振興する**

【重点施策】

学習機会の拡充、身近な学習の場の整備、学習情報提供、相談体制の充実、
区民との協働による図書館事業の推進、文化財の保護・活用と保存・継承、
魅力的な文化・芸術活動の推進 など

【推進計画】

北区における取組み

社会教育事業は、地域の幅広い世代を対象としている

北区の主な社会教育事業

①成人に対する社会教育

区民大学

ことぶき大学

あすか教室

学校公開講座

②青少年に対する社会教育

青少年委員活動

青少年地区委員会

③PTA支援

④家庭教育への支援

家庭教育学級

北区における取組み

**北区立文化センターは
地域における生涯学習活動の拠点となっている**

学習の「場」の提供・・・社会教育団体に貸出

「機会」の提供・・・区民講座、子ども講座

「情報」の提供・・・講座、サークル情報の提供

学習相談・・・自主グループの結成等

学習成果の「発表の場」・・・自主運営によるセンター祭

「活用の場」・・・区民協働講座、学びスタートday

利用者の交流・コミュニティづくり・・・利用団体連絡協議会

地域教育力向上の拠点・・・子どもひろば、児童館と連携

北区における取組み

**家庭・地域の教育力の向上支援も
「北区教育ビジョン2015」の柱の1つである**

【5つの柱】

Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

【取組の方向】

**家庭の教育力の向上を支援する
地域の教育力の向上を支援する**

【重点施策】

家庭教育に関する講座等学習機会の充実、教育情報の発信、
学校と地域の連携、青少年団体及び指導者への支援 など

【推進計画】

北区における取組み

学校教育や社会教育からも家庭教育を支援している

北区の主な家庭教育支援

①家庭教育力向上プログラム

「家庭教育力向上アクションプラン」に基づく事業の推進
生活習慣形成事業、家庭学習の定着、親子きずなづくり事業

②家庭教育支援員

「学校と家庭の連携推進事業」支援員
全中学校と小学校26校に配置

③家庭教育学級

小学生親コース、中学生コース、幼児コース、幼児コース、父親コース

北区における取組み

学校教育の資源を活用した社会教育活動もある

① 学校公開講座

区内小・中学校が、自校の教職員の知識・技能、施設設備を活用して公開講座を実施（地域の教育、文化、スポーツの拠点）

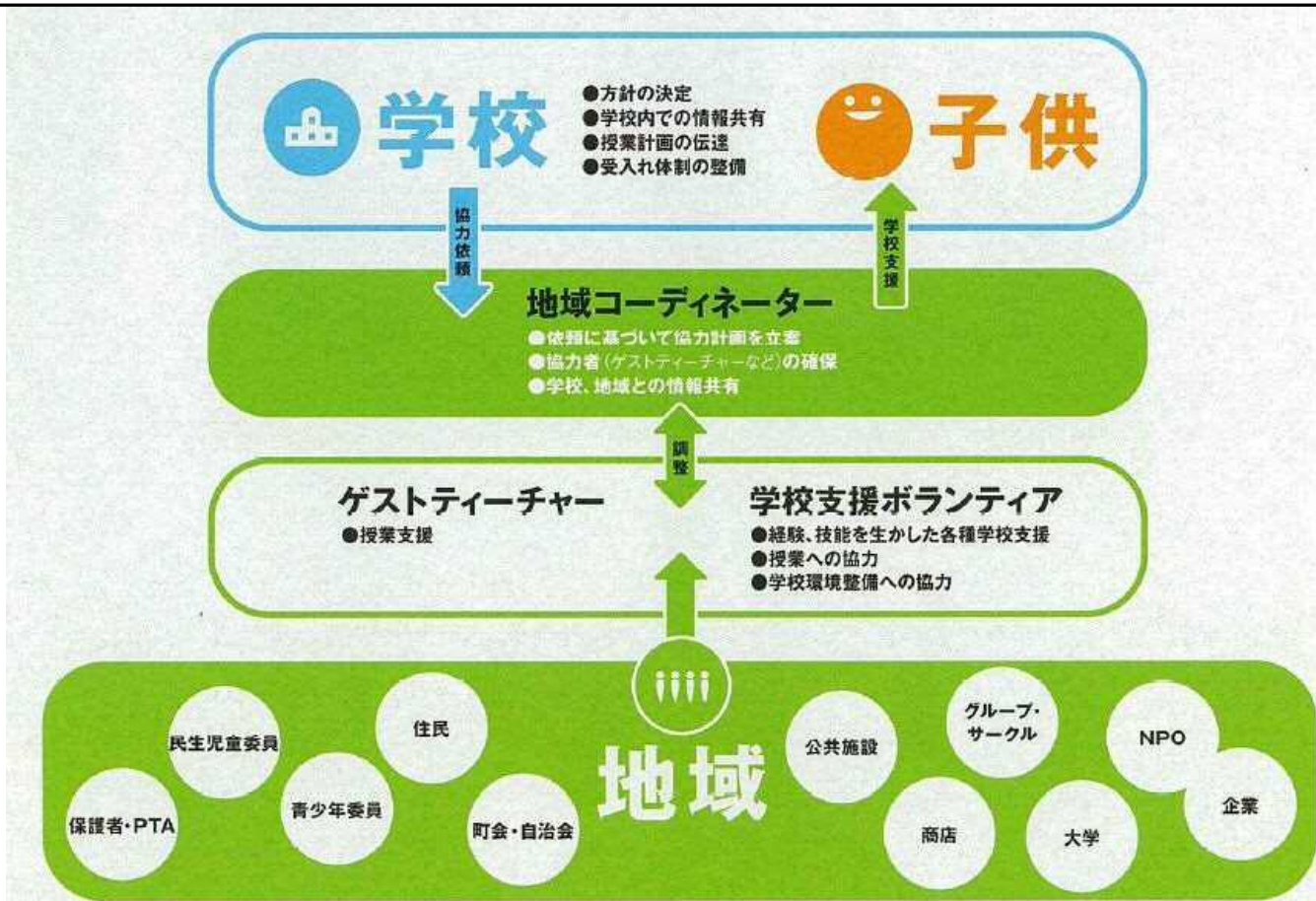
（陶芸、生け花、茶道、百人一首入門講座、夏の星空を眺める、人気給食を家庭で作る料理教室、王子きつねばやし、大人のための道徳）

② 学校設備使用

- ・学校設備使用・・・学校長の意見を聞いて、学校教育に支障がない範囲で使用
- ・校庭開放・・・・校庭開放、校庭夜間開放
- ・地区体育館・・・学校体育館のスポーツ利用
→地域住民の体力増進とスポーツ振興

北区における取組み

学校支援ボランティア活動推進事業は 地域における「社会教育」である



北区における取組み

**区内の全小・中学校で実施し
地域の教育力向上へと繋げていく**

主な実施内容

ゲストティーチャーによる授業、授業の補助
図書、読み聞かせボランティア、学校環境整備ボランティア
クラブ活動支援 など

メリット

学校・・・授業の充実、教員の負担軽減
子ども・・・本物体験、刺激、規範意識
地域・・・学校と地域の連携、交流機会の増加
ボランティア自身の生きがいづくり ⇒地域の活性化

北区における取組み

スクールコーディネーターが地域と学校を繋げる



北区における取組み

コミュニティスクールは「地域」が「学校」と協働している

謝恩会では、技科で作ったお茶碗でお茶を点て、自分たちで作った和菓子を教室のお皿にのせて、お客様をおもくなしします。5、6年生の主な技科活動は、このように関係しています。

6年生



6年「和菓子づくり」梶野 清氏

6年「茶道」あすか生活学校

6年「陶芸茶碗づくり」高橋 和則氏

6年「天体教室」渡邊 鉄哉氏

7 6年「モザイクタイル制作」東京都タイル技能士会

国の動向

一億総活躍社会の実現には 「次世代の学校・地域」の創生が必要

我が国が抱える主な課題

高齢者人口は増大する一方で生産年齢人口は減少	グローバル化の進展に伴い激しく国際環境は変化
学校の抱える課題は著しく複雑化・多様化	地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化

「次世代の学校・地域」の創生を車の両輪として課題を克服！

「次世代の学校・地域」の創生

学校

- 「社会に開かれた教育課程」の実現
 - 知識・技能とそれを活用する力、他者と協働する力の育成
 - アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進
- 「次世代の学校」創生に必要不可欠な指導体制の質・量両面での充実
 - 教員が生涯を通じて研鑽できる環境づくり
 - いじめや不登校、発達障害等に教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・分担して対応
- 「地域とともにある学校」への転換

地域

- 次代の郷土をつくる人材の育成
 - 地域の資源を学校教育、社会教育に活かす
- 学校を核としたまちづくり
 - 生徒と地域住民が主体的に課題を発見・解決し、地域課題に向き合う
- 地域で家庭を支援し、子育てできる環境づくり
 - 放課後・早朝の子供の居場所、学習・部活動支援
- 学び合いを通じた社会的包摂
 - 若者・大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現

馳プラン
を策定！

中央教育審議会3答申(平成27年12月21日)の内容の具体化を強力に推進
➢ 「次世代の学校・地域」が両輪となった体系的な施策を展開！
➢ 文部科学省として今後取り組むべき具体的施策と改革工程表を明示！

国の動向

学校を核とした地域社会の活性化が重要とされている

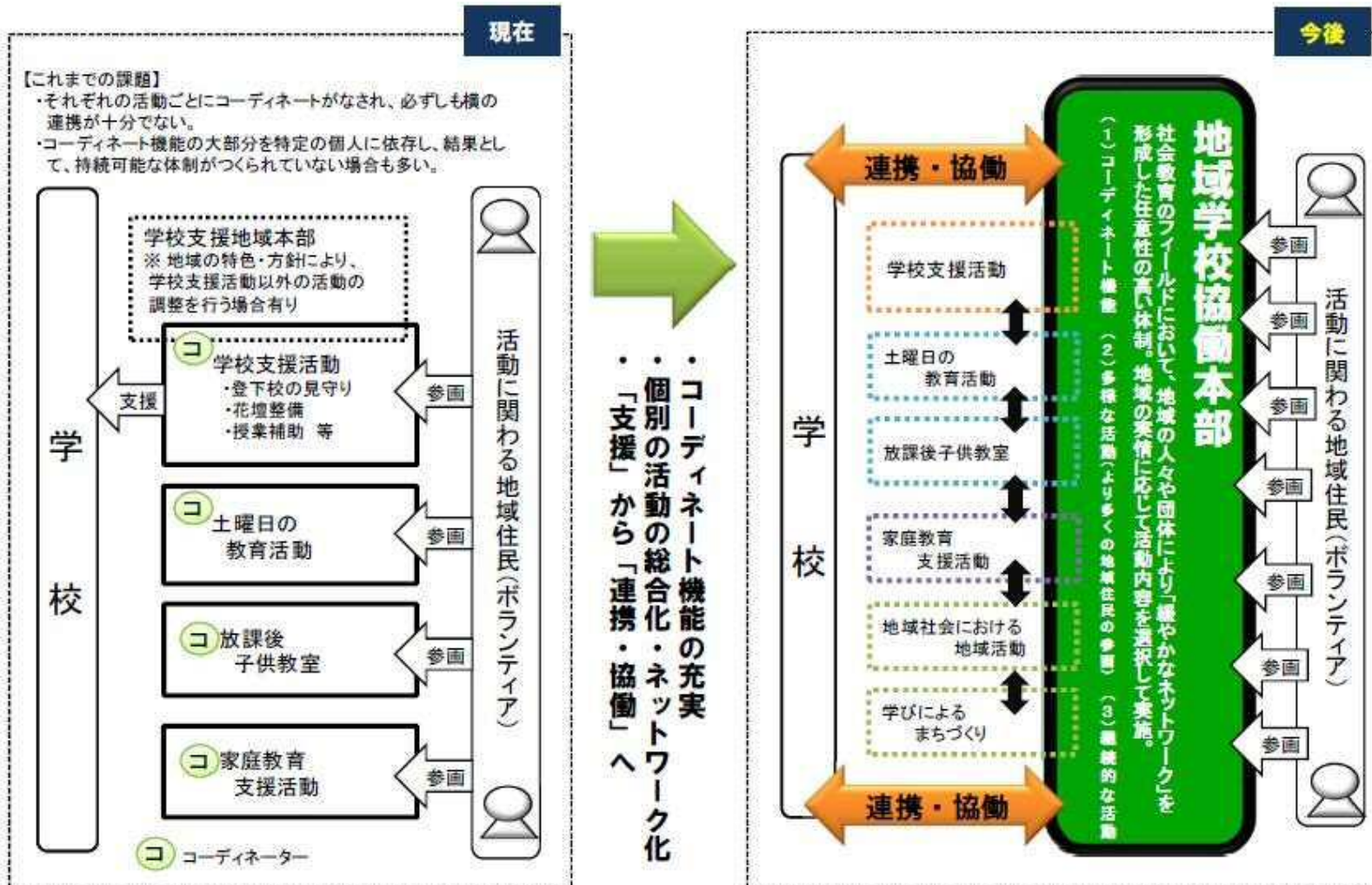
学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、一億総活躍社会と地方創生の実現を図る。



<p>◆地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを推進。</p> <p>◆学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を地域の特色に応じて組み合わせる。</p>			
<p>【地域学校協働活動推進事業】(6,012百万円)</p> <p>地域と学校を繋ぐ地域学校協働活動推進員が中心となり、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進。</p>	<p>【コミュニティ・スクール推進体制構築事業】(98百万円)</p> <p>社会がかりで子供たちを育むために、全国の公立学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。法改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域、各学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。</p>	<p>【地域における家庭教育支援基盤構築事業】</p> <p>～家庭教育支援チーム強化促進プラン～(73百万円)</p> <p>家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組を新たに推進する。</p>	
<p>【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(8百万円)</p> <p>「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。</p>	<p>【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】(106百万円)</p> <p>「スクールガード(学校安全ボランティア)」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。</p>	<p>【地域と連携した学校保健推進事業】(8百万円)</p> <p>養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。</p>	<p>【健全育成のための体験活動推進事業】(99百万円)</p> <p>農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。</p>

国の動向

「地域学校協働本部」への移行を推進している



国の動向

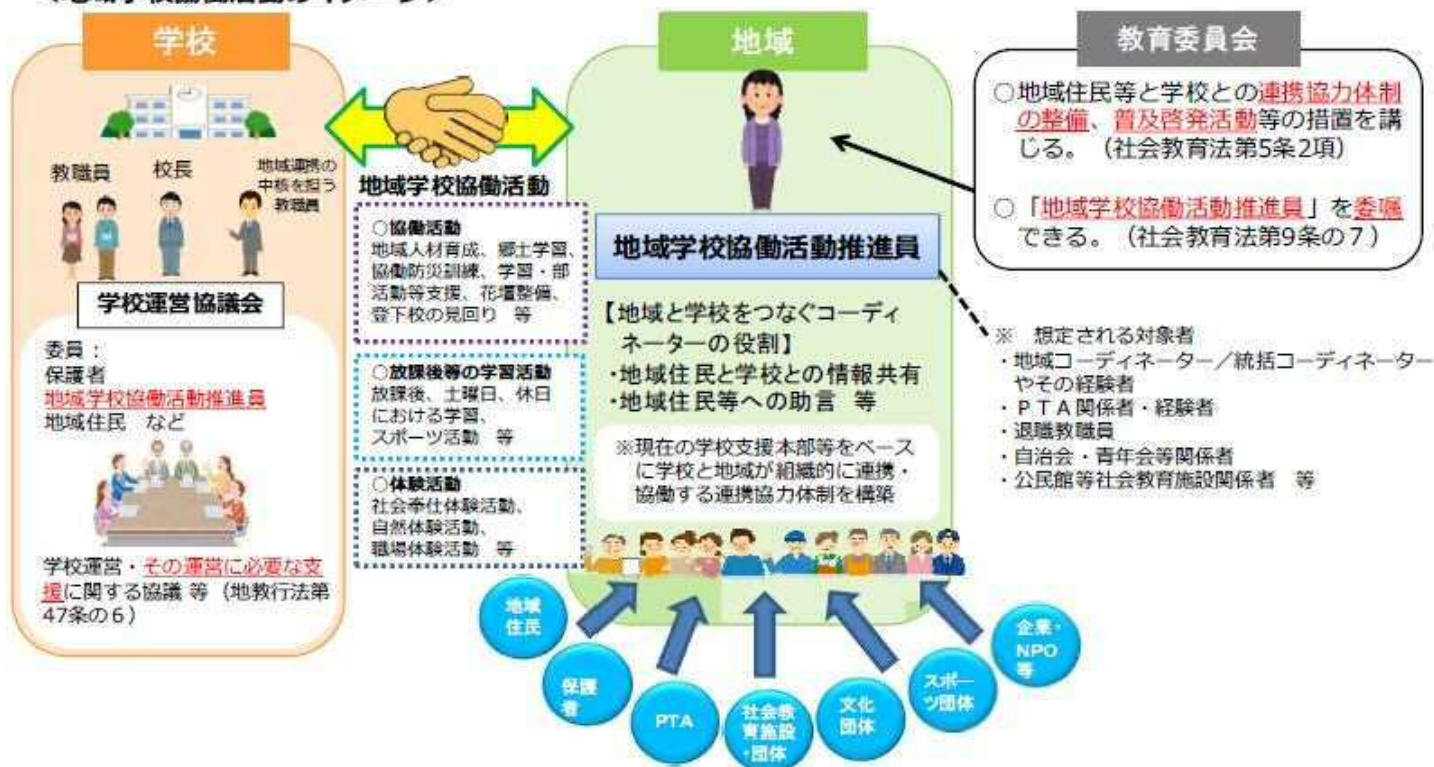
社会教育法の改正により、 特に「地域学校協働活動」を推進している

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



国の動向

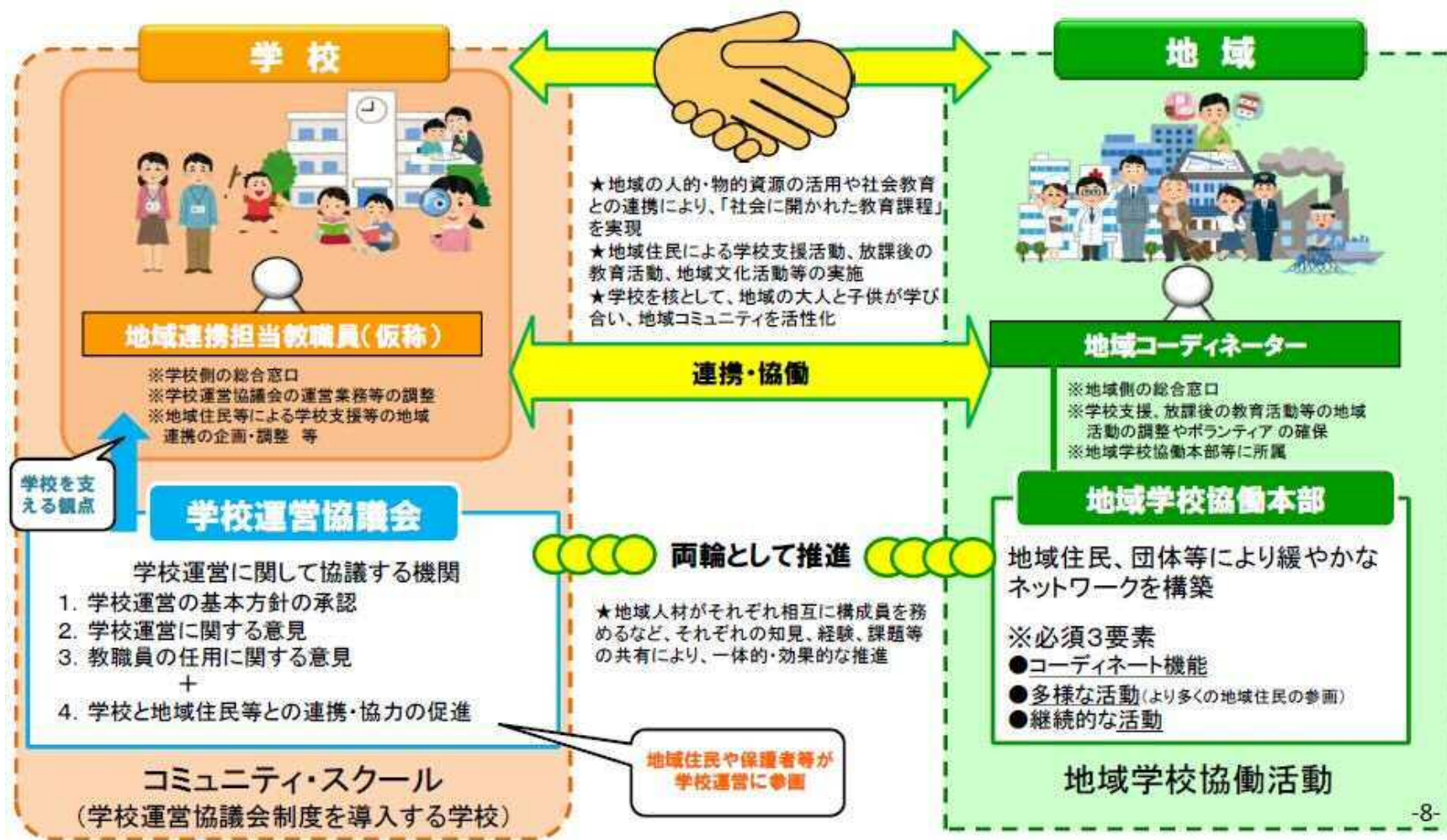
新しい学習指導要領においても、 「学校」と「地域」の協働が求められている

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

国の動向

コミュニティスクールによる「連携・協働」を推進している



国の動向

地域における家庭教育支援の充実が求められている

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

参画

子育て経験者など
地域の多様な人材

家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や交流の場づくりの企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、
元教員、民生・児童委員、
保健師 等



学校等を活動拠点
に支援内容を検討

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

家庭教育を支援する様々な取組を展開

①学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
- 子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”に関する講座

②親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

【プログラム例】

- 親子で清掃ボランティア

③訪問型家庭教育支援などの相談対応や情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 空き教室を活用した交流の場づくり
- 企業訪問による出前講座
- 家庭訪問による個別の情報提供や相談対応

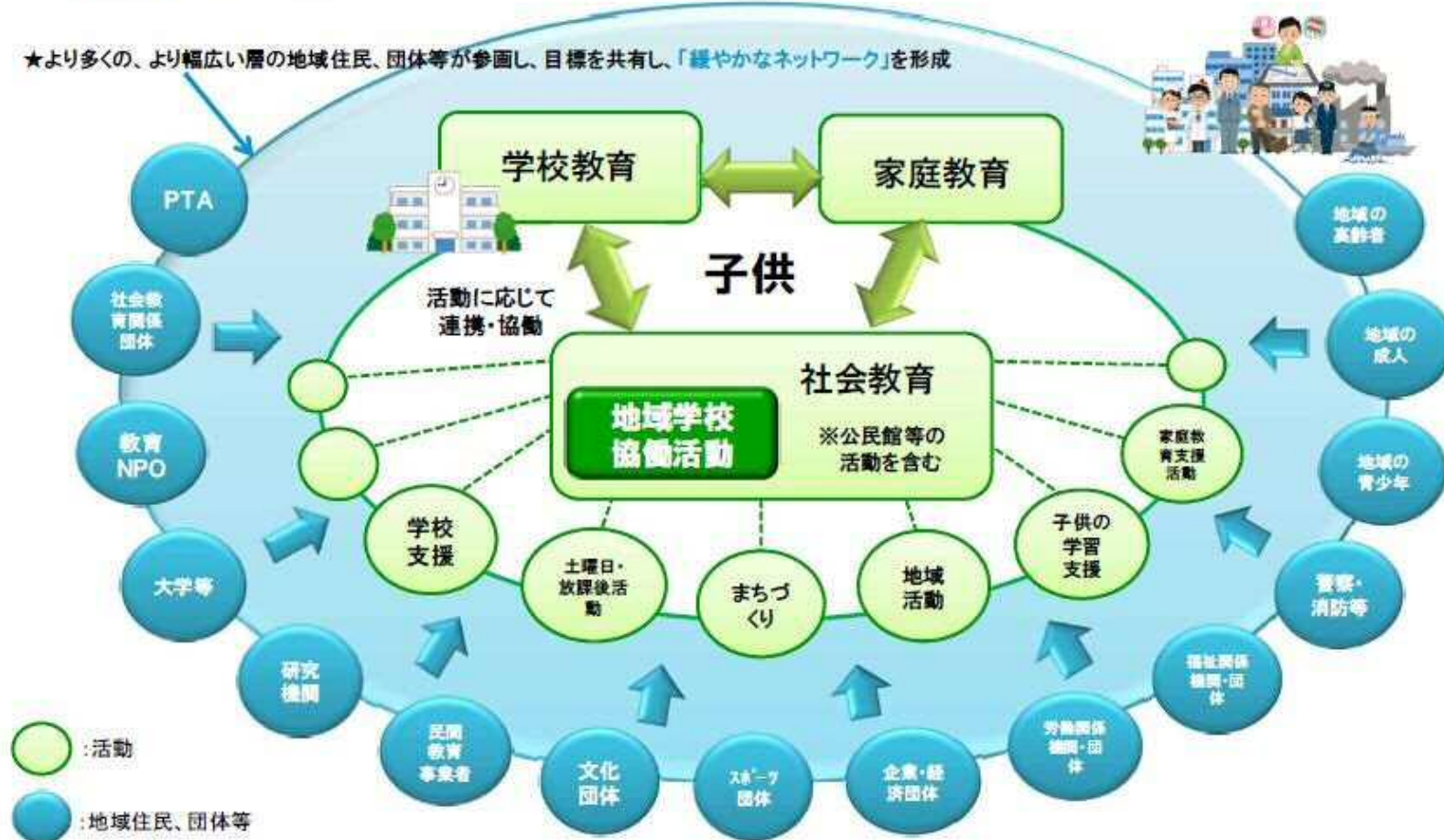
人材の不足（高齢化、固定化）
⇒循環型の人材養成

寄り添う支援が必要
⇒先駆的取組（訪問型家庭教育支援）の実施

国の動向

地域全体で「生涯学習」を推進することにより
子どもたちの成長を支える仕組みづくりが求められる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



文部科学省「地域学校協働活動推進事業の平成30年度予算案について」より

国の動向

障害者の生涯を通じた学習の充実が求められている

経済財政運営と改革の基本方針2017

(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現
 - (2) 人材投資・教育
 - ② 教育の質の向上等
 - …**障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。**
2. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保
 - (3) 共助社会・共生社会づくりに向けた取組
 - …社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。
市町村における地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備を推進する…

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点整理

(平成29年9月26日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議)

4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点
 - (2) 社会教育に期待される役割と方向性(社会教育に期待される三つの役割)
 - ② 社会的包摂への寄与
 - …特に、障害者が、**学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりに貢献していくことが重要である。**

未来投資戦略2017

(平成29年6月9日閣議決定)

5. 人材の育成・活用力の強化
 - ⑥ 障害者等の就労促進
 - ・来年4月の法定雇用率の引上げや企業への研修実施、キャリア教育など**生涯を通じた学習の充実**等を通じて、障害者の希望や能力を生かした就労支援の取組を進める。

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日教育再生実行会議)

3. これまでの提言の確実な実行に向けて
 - (2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項
 - ④ 全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育(第九次提言関連)
 - ・障害のある人が**学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実**する。

今後の課題

- ・「まなびの循環」の促進

⇒「発表の場」「活用の場」をどこに？

- ・地域に眠る人材の発掘、活用

⇒だれが発掘し、どのように活用していくか？

- ・「支援」から「協働」への対応

⇒学校の負担増にしないため（連携担当職員の配置）

地域学校協働本部（主体、開始時期）

地域学校協働活動推進員（期待と負担、力量）

- ・リカレント教育、障害者の生涯を通じた学習

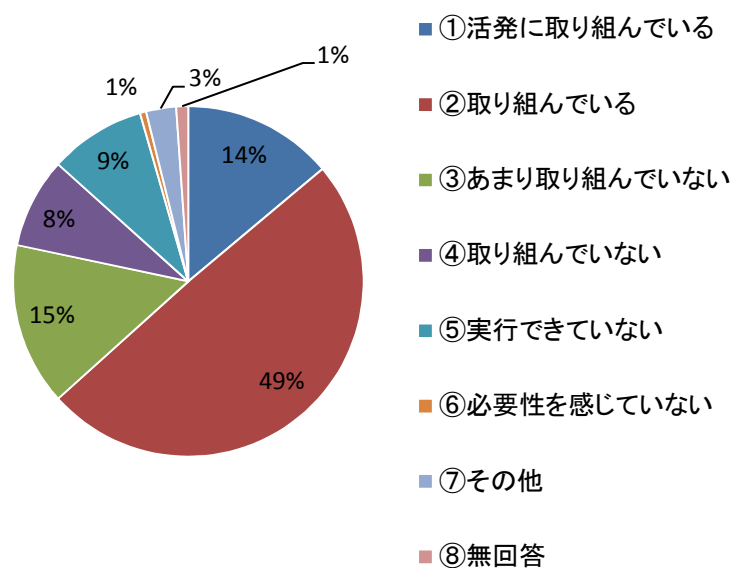
⇒大学との連携、庁内連携

地域の子育て・青少年健全育成

①活発に取り組んでいる	25
②取り組んでいる	89
③あまり取り組んでいない	27
④取り組んでいない	15
⑤実行できていない	16
⑥必要性を感じていない	1
⑦その他	5
⑧無回答	2

計180件

子育て・青少年健全育成の
取り組み状況



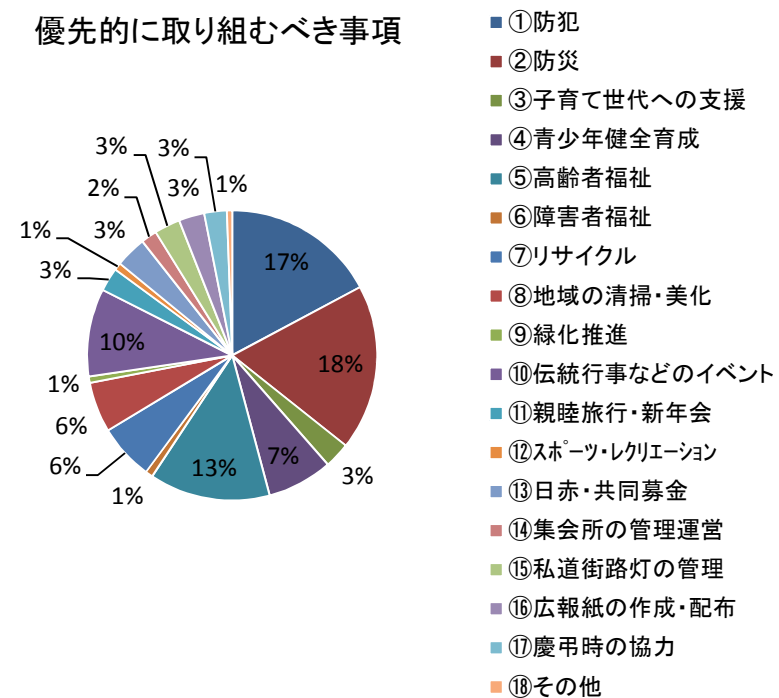
地域課題実態調査報告書 平成27年1月

地域が優先的に取り組むべき活動

①防犯	144
②防災	155
③子育て世代への支援	24
④青少年健全育成	61
⑤高齢者福祉	113
⑥障害者福祉	7
⑦リサイクル	52
⑧地域の清掃・美化	47
⑨緑化推進	6
⑩伝統行事などのイベント	82
⑪親睦旅行・新年会	22
⑫スポーツ・レクリエーション	7
⑬日赤・共同募金	29
⑭集会所の管理運営	15
⑮私道街路灯の管理	24
⑯広報紙の作成・配布	24
⑰慶弔時の協力	21
⑱その他	5

計838件

優先的に取り組むべき事項



北区が目指す地域のきずなづくり

地域への関心や近隣の顔の見える関係が希薄化

- ① 生まれる
地域活動への参加や交流を促進
- ② つながる・ひろがる
地域団体が連携・協力できる環境づくりの推進
- ③ 支える
地域振興室の機能及び庁内連携体制の整備



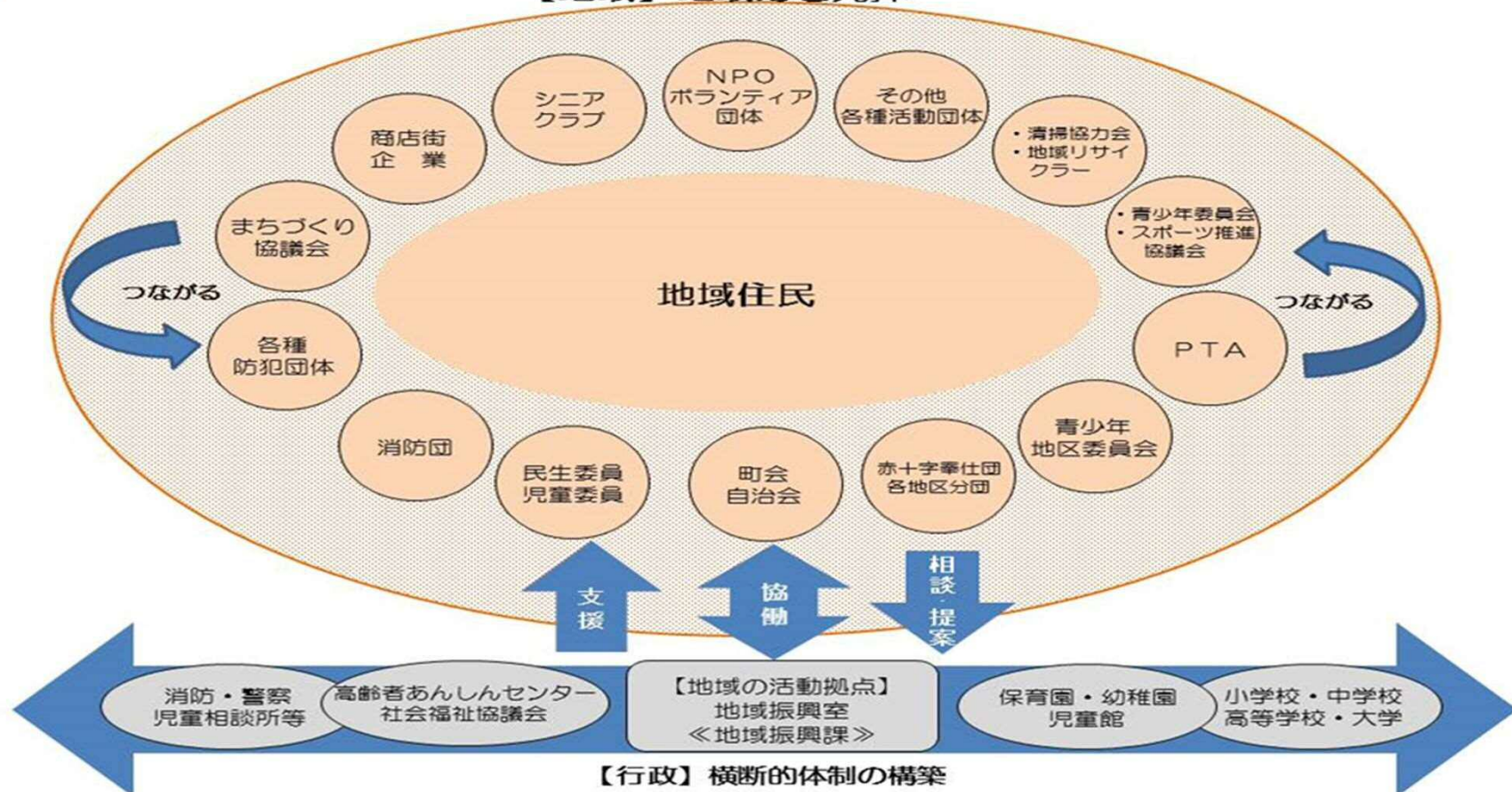
地域のきずなづくり推進プロジェクト 4つの取組み

- ① 地域への愛着の醸成と地域活動への参加促進
- ② 町会・自治会活動の活性化
- ③ 地域の社会資源同士の連携促進
- ④ 地域振興室の機能充実
 - 1 地域活動団体同士がつながる機会づくり
 - 2 地域活動団体を支えるしくみづくり

地域円卓会議

地域円卓会議

【地域】 地域力を発揮



【行政】 横断的体制の構築

青少年地区委員会の活動

町会自治会と連携した青少年育成活動

事務局：各地域振興室



地域活動団体の課題

- ① 活動を推進していく人材の不足
- ② 役員の高齢化・固定化

地域のきずなづくりの目的と効果

- ① 地域活動団体の活動力強化
- ② 地域力の強化(地域教育力)



北区教育ビジョン2015

重点施策36 学校と地域の連携

37 人材の育成・活用

で連携を強化

北区

神谷中サブファミリー
施設一体型小中一貫校
全体構想

平成30年3月
北区教育委員会

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 教育内容

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 部活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 学校経営

- 1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 P T A活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 地域との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 施設整備

- 1 施設一体型小中一貫校及び公園の配置
 - (1) 敷地面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 施設配置の具体的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 学校の規模及び施設整備内容
 - (1) 児童生徒の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 主な施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 主な施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 安全・防災について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 地域拠点としての学校整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (6) 近隣住環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3	学校施設整備の進め方について	12
4	学校の周辺整備について	13

第5章 推進体制及び開校までのスケジュール

1	推進体制	14
2	開校までのスケジュール	15

■ 第1章 基本的な考え方 ■

1 施設一体型小中一貫校の位置付け

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）は、北区立施設一体型小中一貫設置基本方針（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第5章の2に定める義務教育学校として位置付けて設置します。

2 施設一体型小中一貫校の役割

施設一体型小中一貫校は、すべての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものです。

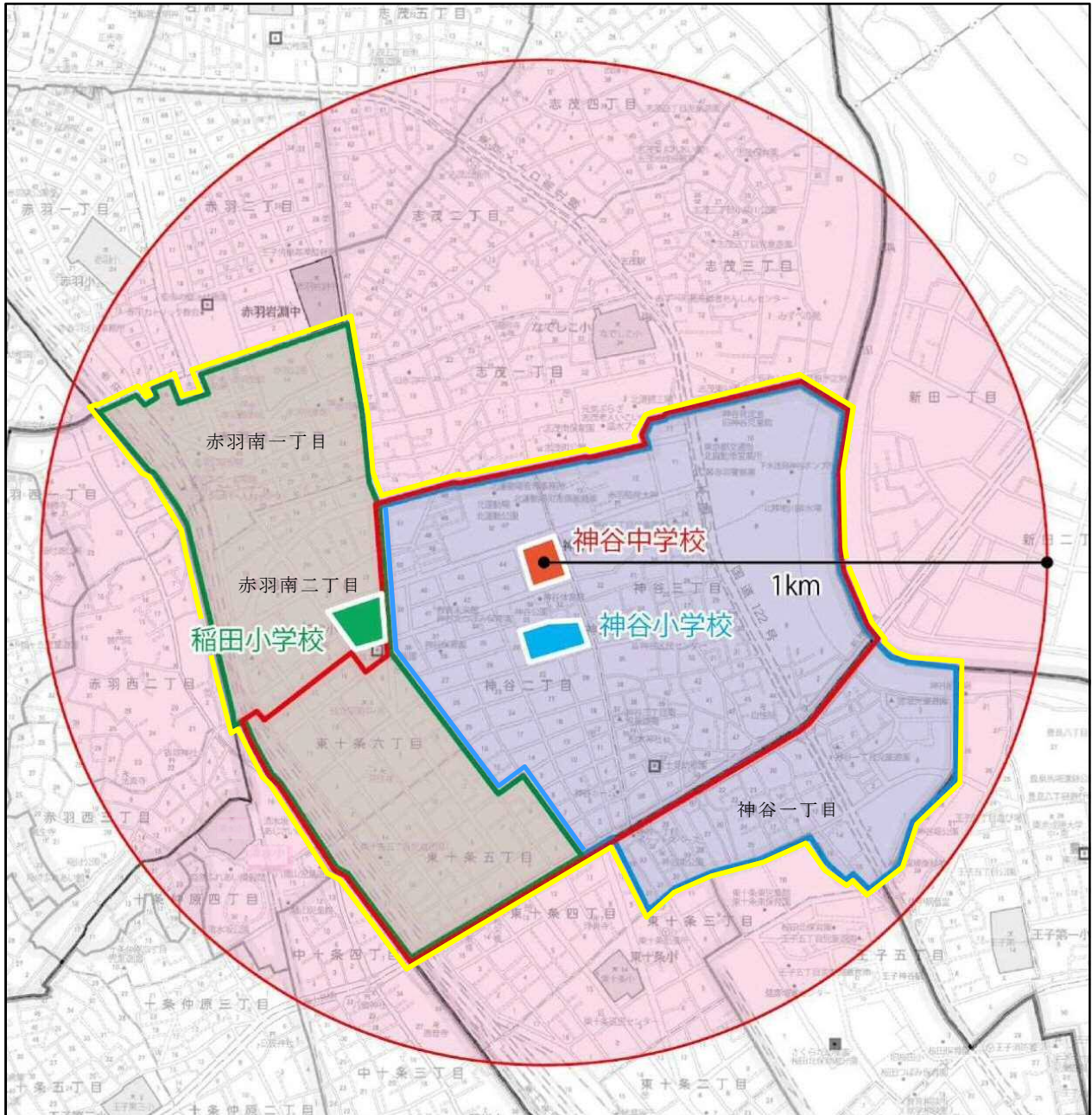
小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中1ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。


北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果を、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図ります。

3 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、住所地により学校を定める指定校制度を基本とします。通学区域については、小中一貫校であることを踏まえて、現在、赤羽岩淵中学校が指定校の赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び王子桜中学校が指定校である神谷一丁目を施設一体型小中一貫校の通学区域に組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させることとします。なお、組み入れた通学区域に係る指定校変更について配慮します。

【通学区域】



 施設一体型小中一貫校通学区域

4 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

■ 第2章 教育内容 ■

1 小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム及び北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性に配慮し、児童・生徒の発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していきます。施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題に積極的に取り組みます。

2 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していることを考慮し、6－3制を基本とします。

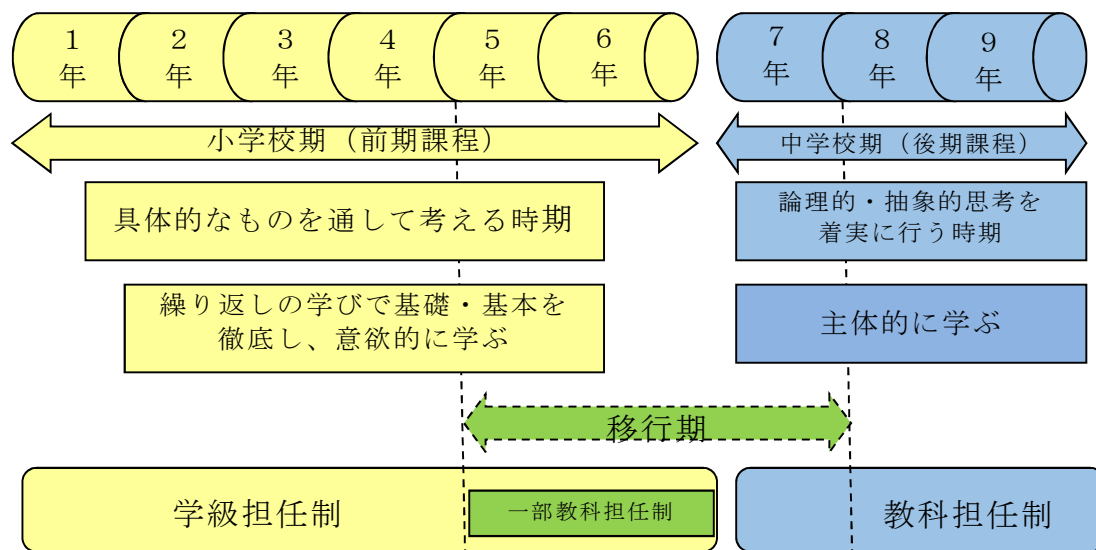
ただし、先行自治体で実施されている4－3－2制、4－5制、5－4制等の長所を可能な範囲で取り入れていきます。

3 教科担任制について

施設一体型小中一貫校は、中学校（後期課程）の移行期であることを踏まえ、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、教科担任制の導入を図ることとします。例えば国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等が考えられ、後期課程の教員が指導できるようにします。

< 学年段階の区切りと教科担任制 >

北区教育委員会では、義務教育9年間にわたる一貫した教育課程と教育環境のもとで、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するため、北区小中一貫教育カリキュラムを策定している。



4 部活動について

施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては十分な検討を行います。

部活動の顧問については、中学校や小学校の教員のみならず、「教員の働き方改革」などの国の動向を踏まえて外部指導員の活用などを検討し、部活動の種類や指導内容の充実を図ります。

5 学校行事の実施について

学校行事（儀式的行事、文化的行事、体育的行事）については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で実施することを基本とします。ただし、行事の内容や目的により、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

6 特別支援学級について

施設一体型小中一貫校の特徴を生かし、配慮が必要な児童生徒のために、よりきめ細やかな切れ目ない支援や円滑な移行支援を就学前から高校進学まで提供するとともに、すべての子どもたちが交流や共同学習を通じて、ともに学び認め合う学校を実現するために、特別支援学級を設置します。設置するにあたっては、第三次特別支援教育推進計画を踏まえることとします。

■ 第3章 学校経営 ■

1 教職員体制について

施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長1名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長1名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長1名の配置といった複数の副校長を配置します。これにより、一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導を行います。

また、すべての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、学校全体で1人ひとりをきめ細かく指導します。1～9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入を図ります。

2 P T A活動について

P T Aのあり方については、任意団体であることから、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があります。

施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A活動についても出来る限り小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で活動することが望ましいと考えています。P T A会長等役員の負担を軽減するための体制づくりや合同でのP T A活動を支援するための環境整備について検討します。

3 地域との連携について

施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体となった学校運営を推進するため、学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）として設置します。

■ 第4章 施設整備 ■

1 施設一体型小中一貫校及び公園の配置

施設配置については、良好な教育環境の確保のもと、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、授業時間の確保、児童・生徒の負担軽減等及び公園機能の向上などを踏まえて、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とします。



(1) 敷地面積

① 新たな施設一体型小中一貫校

現神谷小学校、神谷公園、神谷体育館敷地及び現神谷中学校敷地の一部

約 16,000 m²

- ・ 北側敷地 (神谷二丁目 46-13) 約 3,400 m²
- ・ 南側敷地 (神谷二丁目 30-5、33-6) 約 12,600 m²

② 新たな都市計画公園 約4,000㎡

※ 新たな敷地面積は、敷地測量及び現神谷公園の移設手続き完了後に分筆、確定します。

(2) 施設配置の具体的な考え方

① 安全性の確保

校舎（管理諸室等）をグラウンドに隣接した位置とし、児童生徒の見守りに配慮するとともに、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保します。

② 十分な広さのグラウンドの確保

小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で実施する行事等に柔軟に対応するため、また、授業や部活動に十分な広さを確保するため、1つの大きなグラウンドにします。

③ 授業時間の確保

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合します。このため、普通教室とグラウンド及び各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑かつ安全に移動できる配置とします。

④ 児童・生徒の負担軽減等

学校施設の新築にあたり、現神谷小学校と現神谷中学校について、いわゆる「居ながら改築」が可能な施設配置とします。これにより、仮校舎への移転や通学区の変更などを行うことが不要となり、児童・生徒への負担を軽減することができます。

⑤ 公園機能の向上

現神谷公園は、設置後79年を経過しており、施設の老朽化も見られることから、移転を機に北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、公園面積を拡充して、誰もが安全に楽しく利用できる公園整備を行います。

2 学校の規模及び施設整備内容

現稲田小学校と現神谷小学校の学区域を新たな学区域として、今後5年間の児童生徒数推移に基づき、学校施設の規模を検討します。なお、基本設計の最終段階において、直近の児童生徒数の推移に基づき再度検証を行います。

(1) 児童生徒の推移（平成29年度～平成34年度）

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
神谷小学校	352人	391人	412人	454人	489人	525人
稲田小学校	222人	251人	283人	301人	329人	327人
神谷中学校	155人	151人	157人	170人	191人	212人
合計	729人	793人	852人	925人	1,009人	1,064人

（「平成29年度東京都教育人口等推計」より抜粋）

※ 上記の児童生徒数には、新たに通学区域に組み入れる予定の赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び神谷一丁目の児童生徒数は含まれていません。

(2) 主な施設整備

施設	内 訳	面積
普通教室	1～6年生 24教室 7～9年生 9教室	約2,200㎡
特別支援学級	特別支援学級 (前期課程と後期課程にそれぞれ設置) 特別支援教室 (前期課程と後期課程にそれぞれ設置)	約400㎡
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭 科室、図書館、ランチルーム等	約4,000㎡
多目的室	グループ学習・習熟度別学習等 (転用可能教室)	約400㎡
管理諸室	職員室、会議室、昇降、更衣室、 機械室、防災備蓄室等	約3,000㎡
放課後子ども総合プラン	学童クラブ、放課後ルーム	約500㎡
体育館	メインアリーナ、サブアリーナ 武道場	約1,700㎡
共有部分	廊下、階段、トイレ等	約3,800㎡
全体床面積		約16,000㎡

運動場	約8,500㎡
-----	---------

※ 施設の面積は目安であり、設計の段階で変更があります。

(3) 主な施設について

- 普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線を設定します。
普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とします。
- 特別教室 ⇒ 相互乗り入れ授業や教科担任制の導入など、小学校と中学校が共用することを検討したうえで、その活動に十分な特別教室をできるだけアクセスしやすい位置に整備します。
- 図書館 ⇒ すべての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保します。
- 管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約します。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十分な広さを確保します。
- PTA室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備します。
- 放課後子ども総合プラン施設 ⇒ 学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備します。
- 体育館 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置します。
- グラウンド ⇒ 1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保します。また、低学年の遊び場として安全性にも配慮した整備、運用を行います。なお、放課後の部活動とわくわくひろばが安全に活動できるよう整備します。
- プール ⇒ 夏季において1年生から9年生までが余裕をもって活動できるような施設整備を行います。

(4) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行います。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保します。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常用発電機などを設置します。

- ③ 雨水流出抑制施設を含め災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的な防災拠点としての機能の確保を図ります。

(5) 地域拠点としての学校整備について

- ① 学校ファミリー活動の推進をはじめ、P T A、青少年地区委員会、ボランティア団体等、各種団体の活動の場であることに配慮した整備を図ります。また、生涯学習の拠点として文化・スポーツ活動やコミュニティ活動等の場となるよう、学校の地域利用を前提とした整備を図ります。
- ② 地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設整備を進めます。

(6) 近隣住環境への配慮

- ① 歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮します。
- ② 現在都市計画公園がある位置に校舎を建設するため、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境の変化にできる限り配慮します。

3 学校施設整備の進め方について

想定している施設配置は、現神谷小学校と現神谷中学校についていわゆる「居ながら改築」が可能となります。基本設計にあたっては、現校舎棟及び体育館を引き続き使用することを前提として検討を進めます。

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりです。

平成30年度 基本設計

平成31年度 実施設計

神谷体育館の解体工事及び神谷公園施設の撤去工事

平成32年度～平成34年度

校舎の新築工事

平成35年度 神谷小学校の既存校舎等の解体⇒グラウンド整備

神谷中学校の既存校舎等の解体⇒公園整備

平成36年度 工事完了

4 学校の周辺整備について

施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を図り、沿道や地域景観に配慮した工夫を行います。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図ります。

また、学校運営の更なる充実を図るため、現神谷公園西側に隣接する公有地の取得について積極的に検討します。



■ 第5章 推進体制及び開校までのスケジュール ■

1 推進体制

施設一体型小中一貫校の推進体制は、以下のとおりとします。

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校名、校歌、校章等に関する事 ○教職員体制に関する事 ○PTA活動に関する事 ○地域との連携に関する事 ○通学区域、通学路の安全に関する事 ○計画全体の進捗状況に関する事 ○その他学校経営に関する事 	<p>【委員長】 自治会・町会長</p> <p>【委員】 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校PTA代表 小中学校代表 各校スクールコーディネーター 区職員</p>
カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育システムに関する事 ○カリキュラムに関する事 ○学校行事に関する事 ○特別支援教育に関する事 ○その他教育内容に関する事 	<p>【委員長】 学識経験者</p> <p>【委員】 小中学校長会等</p>
新築基本計画等検討委員会	○新築基本計画、基本設計及び実施設計に関する事	【委員】 区職員
新築基本設計ワークショップ	○新築基本設計に伴う整備コンセプトや配置・平面プランに関する事	【メンバー】 町会・自治会 PTA 学校 ほか
<p>基本設計の検討にあたっては、他委員会に意見を聴取し、検討の経過や結果を説明するなど、十分な連携を図るとともに、適宜地域住民を対象とした説明会を開催します。</p>		

2 開校までのスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりとします。

組織名	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)	H36年度 (2024年度)
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動等 →					新校開設	グラウンド開設
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事等 →						
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計 →		(実施設計・工事) →				
	新築基本設計ワークショップ →						

【参考】

公園整備に係るスケジュール

施設名	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)	H36年度 (2024年度)
神谷公園	都市計画変更 →				設計等・工事 →		新公園開設

北区
神谷中サブファミリー
施設一体型小中一貫校
全体構想

刊行物登録番号 29-1-137

発行年月 平成30年3月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号
電話 03-3908-9279